

製品情報シート

1. 製造者情報

社名 岐阜プラスチック工業株式会社
所在地 〒500-8721 岐阜市神田町9丁目27番地
作成部門 産業資材事業部
電話番号 058-265-2233
FAX番号 058-265-1220

2. 製品情報

型式名 ポリプロピレン製コンテナー

3. 材質情報

| 化学名、組成 | 混合物 | CAS No. |
|--------|--------------|---------------------|
| 主材料 | ポリプロピレン樹脂 | 9010-79-1 |
| 色相 | グレー | 0. 35% |
| | [顔料成分] | |
| | 酸化チタン | (O. 20%) 13463-67-7 |
| | ステアリン酸マグネシウム | (O. 09%) 557-04-0 |
| | ステアリン酸亜鉛 | (O. 02%) 557-05-1 |
| | カーボンブラック | (O. 02%) 1333-86-4 |

危険有害成分 PRTR法の指定化学物質、労働安全法の通知対象物質は含有しない。

環境管理物質 意図的な使用はない

4. 取り扱い及び保管上の注意

常温では引火の恐れは無いが、樹脂であるので、熱による変形、溶融の恐れがあり、周囲での火気の使用を避ける。

使用温度 : -10~45°Cの範囲での使用が適切。

破損品の使用は思わぬ事故につながる恐れがあるので使用は避ける。

放り投げ、落下、手かぎの使用、フォークリフトの爪で突く等衝撃を与えると変形、破損の恐れがある。

酸、アルカリ、有機溶剤、油類の中には材質の劣化を起こす恐れがあり使用を避ける。

5. 材料の危険・有害性の要約

| | |
|-------|--------------------|
| 危険性 | : 消防法による可燃物 |
| GHS分類 | : 物理化学的危険性 分類できない |
| | : 健康に対する有害性 分類できない |
| | : 環境に対する有害性 分類できない |

6. 応急処置

危険な物質ではないが、破損や燃焼ガスにより人体に影響を与える可能性がある。

破片が目に入った場合 : 眼球を傷つける可能性があるので、清浄な水で十分洗い流す。

眼科医の手当てを受ける。

破片を飲み込んだ場合 : 危険な物質ではないが、無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。

溶融物が皮膚に付着した場合 : 大量の水を掛け充分に冷却し、医師の手当てを受ける。

分解ガスを吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移動し、医師の手当てを受ける。

7. 火災時の処置

火災時、黒煙、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素などが発生する。

消火方法 : 一般火災と同じ消火方法を用いる。

消火剤 : 水、二酸化炭素、泡消火剤、粉末消火剤。

冷却効果の大きい水の使用が望ましい。

8. 破片の漏出時の措置

床上の破片や粉末に乗ると滑る危険性が高いので掃き取り、廃棄する。

排水溝などへの漏出は、魚類、鳥類等の生態系に悪影響を与えるので全て回収する。

9. 材料の物理的及び化学的性質(ポリプロピレン)

| | |
|-----|-------------|
| 融点 | : 125°C以上 |
| 比重 | : 約0.9 |
| 溶解度 | : 水に不溶 |
| 引火点 | : 約340°C |
| 発火点 | : 推定400°C以上 |

10. 材料の安定性及び反応性情報

| | |
|-----|---------------------------|
| 可燃性 | : あり |
| 反応性 | : 水との反応性なし |
| 爆発性 | : なし |
| 安定性 | : 常温での一般的な取り扱い、貯蔵においては安定。 |

11. 材料の有害性情報

| | |
|----------|---|
| 急性毒性 | : なし |
| 生殖細胞変異原生 | : なし |
| 発がん性 | : IARCの発がん性区分グループ3(人に対する発がん性については分類できない。) |
| 生殖毒性 | : なし |

12. 材料の環境影響情報

破片となった場合、海岸生物、鳥類等の摂取により生態系に悪影響を与えるので海岸や水域に投棄、放出してはならない。

13. 廃棄上の注意

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、地方自治体の規制等に従い焼却又は埋め立てを行う。
又、汚れの少ないものは、適切なリサイクル業者により粉碎、マテリアルリサイクルも可能。

14. 輸送上の注意(コンテナ製品の場合)

フォークリフトでの輸送は転倒などの危険を避けるためバンド掛け等の処置をし、パレット1段積みで行う。
トラック・台車等での輸送は、振動による荷崩れを防止するため整然と積み上げると共に、バンド
掛け等の処置が望ましい。

15. 適用法令

| | | |
|--------|--------------|-------------------|
| 労働安全法 | : 通知対象物質 | 該当しない |
| 消防法 | : 指定可燃物 | 合成樹脂類(3000kg以上集積) |
| PRTR法 | : 該当しない | |
| 毒劇物取締法 | : 該当しない | |
| 食品衛生法 | : 食品容器に使用の場合 | |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

16. その他の情報

引用文献

- ・ 材料に関する情報は材料メーカーのMSDSを参考
- ・ 樹脂ペレット流出マニュアル 日本プラスチック工業連盟 1993年2月
- ・ 産業医学 Vol.34 1992 P371
- ・ 可燃性粉じんの爆発危険性評価技術 労働省産業安全研究所 安全資料 1990
- ・ IARC MONOGRAPHS SUPPLEMENT No.7 Overall evaluations of carcinogenicity: An updating of IARC Monographs Vol.1 to 42, 1987

※材質情報中の顔料成分については、顔料メーカーのMSDSを基に、各成分の製品中の含有量を推計

《注》

- ・ 弊社製品は化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針における対象物ではありません。従って、製品安全データシートではなく、類似書式での報告です。
- ・ 掲載情報は現時点入手できる資料・情報に基づいて作成していますが新しい知見により改訂されることがあります。
- ・ 記載した数値は参考値であって保証値ではありません。